令和４年3月15日発行第543号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

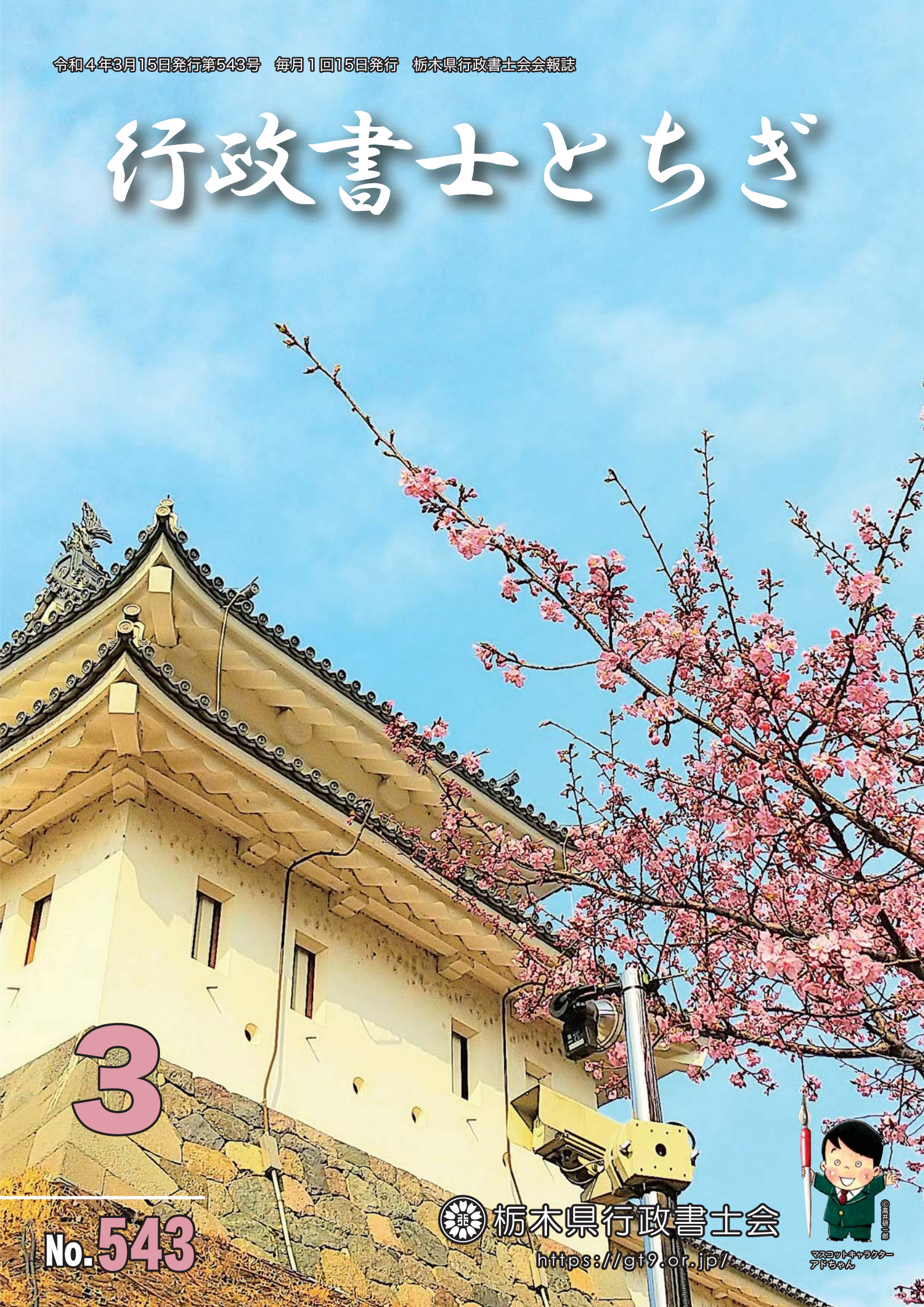

3

No.543

栃木県行政書士会

https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2022年
3月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○建設業基礎研修会開催
2 ○シリーズ「相続」第４回研修会開催
3 ○産業廃棄物収集運搬業基礎研修会開催
3 ○離婚給付等契約に関する研修会開催
4 ○倫理研修会　開催
5 ○「事業計画書とは」研修会開催
6 職務上請求書管理委員会より
7 高齢者等生活サポート項目集
11 支部だより
11 日行連だより
12 栃木県行政書士会カレンダー（４月）
13 業務情報
15 申請取次行政書士の動向
16 おじゃましま～す！
17 支局かわら版（宇都宮）
18 研修会のお知らせ
20 会員の動き

No. 543

今月の表紙

宇都宮城址公園 富士見櫓と河津桜（宇都宮市）

建設業基礎研修会開催

１月２１日（金）１３時３０分より栃木県行政書士会館において建設業基礎研修会が行われました。

研修内容は、建設業許可申請及び経営事項審査についてです。

はじめに栃木県監理課　建設業担当　課長補佐　高橋敏明様よりご挨拶をいただき、①建設業許可申請についてを主事　川津光由様より②経営事項審査についてを主事　永峰一樹様よりご講義をいただきました。

今回の内容は建設業許可・経営事項審査について基本的な流れを説明したどちらかというと初心者向けの講義でしたが、建設業許可関係は少々難解なところもありますので、このように許可制度の概要から流れをおさえて内容を理解する講義で大変有意義であったと思います。

ポイントは建設業許可の承継についてで、現状は建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でしたが、改正後は事前の認可を受けることで建設業の許可を承継することが可能になった点です。これによって新しい許可が下りるまで建設業を営むことができない空白期間をなくすことができるようになりました。

なお、電子申請については、あくまでも国の動向を踏まえたうえでですが、令和５年１月より開始したいという旨でした。

約１時間半の研修時間でしたがご担当者の方々の説明も丁寧でとても分かりやすいものでした。

今後も定期的に栃木県監理課建設業担当者様をお迎えしてこのような研修会を企画していきたいと思います。

（建設環境部　福田雅友）

シリーズ「相続」第４回研修会開催

１月２７日（木）１４時から１６時４０分まで行政書士会館に国際部の深見会員をお招きして、Ｚｏｏｍ研修も併用して開催されました。

研修会開催にあたり、会場受講の方は人数を制限いたしましたが、Ｚｏｏｍ研修も併せて行うことで多くの会員に参加していただくことができました。

今回は、深見会員から「外国人の相続」をテーマに講義をしていただきました。実例に基づいた相談案件をもとに、日頃なかなか出会うことの少ない外国人の相続について、日本の法律に基づくのか、それとも亡くなった方の国の法律に基づくのか、どのような点に留意すべきなのか、詳しくご講義をいただきました。国際分野で活躍されている深見会員ならではの講義で大変有意義な内容でした。

今回の講義を基に、日本で暮らす外国人の方の

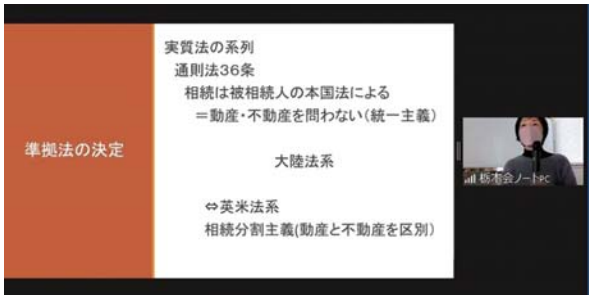

お役に立てる知識を身に着け、今後ますます増えるであろう外国人の相続や遺言の業務に活かしていくことができるもの感じました。参加された会員から活発な質問もあり、非常に有意義な研修会であったと思います。

市民法務部では、今後も会員の皆様のお役にたつ研修会の開催を予定しております。皆様のご参加をお待ちしております。

（市民法務部　細見愛子）

産業廃棄物収集運搬業基礎研修会開催

２月１日（火）１３時３０分より栃木県行政書士会館において産業廃棄物収集運搬業基礎研修会が行われました。

講師は栃木県環境森林部　資源循環推進課　審査指導班　主査　荒川　博様にご講義いただきました。

研修内容はまず廃棄物処理法の概要の説明があり、産業廃棄物とは何か、有価物との違いなど詳しくご説明いただきました。次に許可申請書類と添付書類について、申請書類の記載例をもとに説明いただきました。また、石綿含有産業廃棄物（汚泥）改定に係る申出書の提出等変更点についての説明など、書類を作成する人が理解、納得できるようにわかりやすく解説していただきました。最後に優良産廃処理業者認定制度の説明があり、許可の有効期間の延長等多くのメリットがあるとのことです。

手続きを代理する会員におかれましては、最新の産業廃棄物収集運搬業許可に係る審査基準を正確に理解する必要があるので、当会で実施している研修会等を受講し研鑽を積んでいただきたいと思います。今後も定期的にこのような研修会を企画していきたいと思います。

（建設環境部　福田雅友）

離婚給付等契約に関する研修会開催

２月１７日（木）１３時３０分から１５時３０分まで行政書士会館２階会議室において離婚給付等契約に関する研修会が開催され、会場参加者とＺｏｏｍによる参加者２５人が受講されました。

講師に栃木県行政書士会顧問弁護士である今泉法律事務所伊藤幹哲弁護士、オブザーバーとして同じく顧問弁護士である今泉法律事務所伊藤一弁護士を招き、離婚給付等契約書作成においての相談の受け方から公正証書の作成について事例を交えながら講義をしていただきました。

離婚給付等契約書の中で養育費、親権者、慰謝料、面会交流など様々な取り決めを行いますが、相談を受けたときに表面的な概要だけを聞き取るのではなく、その背景に何があったのか丁寧に聞き取ることがともて大切であり、依頼人の話に傾聴し、共感する。というお話がありました。実際に伊藤弁護士が実務で使用している相談表を参考にしながら説明いただき、養育費や婚姻費用の算定表の見方や、財産分与の一般的な考え方についてもご説明いただきました。

行政書士は当事者双方の合意内容について契約書や公正証書（案）を作成しますが、少しでも紛

争性がある場合は早い段階で弁護士に相談をするなどの対応についてもご説明いただきました。

離婚の形式の割合は協議離婚が約８７％と非常に高く、行政書士が契約書作成の依頼を受けることも多くあるかと思われます。今回の研修では、行政書士として離婚給付等契約書の作成や相談を受ける際に必要な基礎知識が身につく大変貴重な研修内容となりました。

市民法務部では、次年度においても様々な内容の研修会を予定しております。コロナウイルス感染予防対策を十分に行い、皆さまの参加をお待ちしています。

（市民法務部　佐々木真弓）

倫理研修会　開催

２月２４日（木）１３時３０分から教育会館３階の大会議室において会員３２名の参加のもと、総務部主管の倫理研修会が開催されました。

初めに安野会長から、「業務上の倫理について」の話がありました。

倫理を辞書で調べると「道徳」「モラル」と同義語であることが書かれているが、「道徳」は社会全体における善悪の判断基準を指すのに対し、「倫理」は特定の集団や職業における善悪の判断基準を指し、客観性を重視するものであるとの、普段は漠然と捉えている“倫理”の言葉の説明が冒頭になされました。

行政書士としての業務上の倫理（職業倫理）の判断基準として、①行政書士法を頭として、日行連や本会の会則や規則などの法令を遵守すること　②士業（国家資格者）としての意識の高揚　③仕事の進め方や契約関係、顧客対応における満足度アップ（十分な打ち合わせを経ての委任契約）の３点を挙げられ、自らがトラブルを引き起こすことはもちろん、トラブルに巻き込まれないように注意することが大切であり、常にトラブルの懸念があることを十分に意識して、その受任した業務を進めていくことが大切であると解説されました。

続いて総務部長の私が、「職務上の請求書の使用および記入の注意点について」という内容で、①その使用が認められている根拠　②使用上の制限　③使用に際しての判断基準　④記入要領について、を説明しました。その手引きは本会の会員専用ＨＰにも掲載してあるので、研修会に参加されなかった会員にも積極的に精読していただきたいと思います。

職務上請求書の使用に当たっては「個人情報保護」「人権擁護」などの観点からも、高い倫理観に基づいた「厳正な使用、取り扱い」が求められ、「偽造」「不正使用」「人権侵害の恐れのある戸籍等の取得」は、決して許されることではないこと、それが刑事事件にまで発展するケースもありうるということを十分認識して欲しいと思います。

国家資格者としての行動規範。それは広く考えれば、人としての行動規範でもあり、受任業務をより満足を得てもらえるように遂行していくためには、どのように依頼者に向き合っていくべきか…さらに職務上請求書の取り扱いについても、行動規範に沿った使用が重要だと説明をして、持ち時間を終えました。

講義の最後は昨年に引き続き顧問弁護士である今泉法律事務所の伊藤一弁護士・伊藤幹哲弁護士から、「行政書士の業務における委任の実務」というテーマで話していただきました。“委任契約とは何か”、“業務を進めていく上で注意するべきこと”を、民法の規定（善管注意義務、報告義務、引渡義務、報酬、委任の解除等）に沿って解説していただき、特に業務が終了したときにおける引渡義務、預かった書類の返還義務等の注意すべき点を挙げてもらいました。それらに関して他士業業務における事例を基に、問題点の解説もいただきました。

委任契約においての重要な点は、行政書士（専門家）として業務を請ける際に、依頼人は何を望んでいるのかを十分に聞き取り、どこまで遂行したら成果なのかということの取り決めをしておくこと。それらの業務で発生する報酬に関しての見積もりの提示をすること。これらの要素が、事後トラブルを起こさない大切な対応であると強調していました。

また、職務上の請求書の不正使用や、安易な使用【まあ、取ってやるよ。は危ない】が、不法行為への加担になってしまい、場合によっては共同不法行為者として慰謝料全額を負担しなければならなくなることもありうるので、十分に注意することが大切とも話されました。

総務部から会員の皆様にお願いを申し上げます。

◎我々士業に与えられた職務上請求書は、職務上必要がある場合に限り使用できるものとされており、限られた資格者にのみ認められた制度であることを十分認識し、また、その記載方法についても詳細な記載要領があり、案件ごとの使用の可否などについても重要な事例等が掲載された使用の手引きを精読し、適正使用及び厳格な取り扱いに努めていただきたいこと。

◎行政は人権行政であり、行政書士は当然にその人権行政にかかわっていくことになるので、人権実現という課題が根底にあり業務を貫いていることを十分に認識し、時代の流れと共に日々研鑽し、より高いスキルをもって業務にあたる必要があるということ。

◎この研修は「倫理研修規則」に基づくもので、「５年ごとに受講をするように努めなければならない」とされていますので、積極的に受講していただきたいこと。なお、新規登録された会員については登録年度の研修を受講するように努めなければならないこと。

以上、報告記事に合わせてお願いします。

（総務部　中三川浩志）

「事業計画書とは」研修会開催

２月２８日（月）１３時３０分より栃木県行政書士会２階会議室において、会社設立研修会第３回「事業計画書（経営計画書）とは」が会場参加６名とオンライン参加１７名にて開催されました。

講師は中小企業診断士の矢口季男先生にお願いしました。事業計画書の種類、目的、内容、作成手順を中心に講義が進められ、先生自身がスーパーの経営者であった体験談を交え、とても熱く講義をされました。特に経営者（社長）の考えや意見を十分反映した経営計画書を作成するという中小企業診断士としての心構えは私たち行政書士にも通じます。とかく絵に描いた餅になりがちな計画書が多い中、会社の生の声が届いた計画書を作成することが何より大切なことでしょう。

経営分析の手法の一つＳＷＯＴ分析はわかりやいものです。現状の内部環境において自社の強みと弱みを分析し、外部環境において市場・業界の機会と脅威を分析し、そこからいちばんいい方向性を導き出す方法は、これまでの台風災害支援金、補助金や現在のコロナ対策補助金等に用いられていますので、学習しておきたいところです。

コロナ禍において、飲食店業や旅館業などが苦境に立たされている中、閉店することがいちばん簡単なことに違いないが、そこを耐えて生きていただくために私たち専門家がどのような役割を果たすべきかを考えさせられました。

今後も中小企業支援部では中小企業診断士の先生をお招きして、行政書士とは違う視点から企業経営支援のための講義をいただく予定です。

（中小企業支援部　河田力）

© 高井研一郎

職務上請求書管理委員会の取組み

この度、職務上請求書の不正使用防止の取組みの一環として、職務上請求書管理委員会が設置され、令和４年１月から活動しています。そこで、管理委員会としての活動内容や意義について皆様に説明させていただきます。

１　職務上請求書不正使用の再発防止のために

これまで事務局に一部委任していた、会員の使用済み職務上請求書綴りの確認を、毎月１回、管理委員会で全数確認いたします。さらに、必要に応じて注意文や質問文、時に聞き取り調査などの対応をしていきます。会員にとっては、これまでより職務上請求書の購入が不便なだけでなく、業務内容を知られてしまうのではとの懸念を持たれることでしょう。さらに、確認する各委員の負担も大きなものです。しかしながら、当会においては、全国の行政書士に関わるような信用失墜事件を起こしてしまった以上、それぞれの立場の痛みを言い訳にして、この確認作業を避けることはできません。委員会の調査能力や権限は限られたものであるため、不正を完全に防止することはできないとしても、こうした地道な努力でしか信頼の回復はありえないと考えます。

２　業務における職務上請求書の使用目的の明確化のために

事例を積み重ねていくことで、業務での適切な使用について、ある程度明確な基準を作ることができると考えています。会員向けの研修などを通じ、それらを共有することで職務上請求書のより適切な利用に繋がっていくと思います。また、確認作業においては、それぞれ経験のある業務に精通した委員が当たりますが、その過程で得た学びや助言、業際についての知見なども何らかの形で会員と共有していこうと考えています。

３　会員の倫理意識の向上のために

会員それぞれの持つ倫理意識は目に見えるものではありません。しかし、もしそれを形にするとしたら、この管理委員会の活動こそがそれであろうと思われます。管理委員会としては、倫理研修への参加を促し、様々な機会をとらえて広報啓蒙することで、会員の倫理意識の向上を目指すものです。

管理委員会の活動は、まだやっと始まったばかりで、成果を得るまでは長い道のりです。それでも一歩一歩前に進んでいかねばなりません。

行政書士の要諦は国民の権利義務の実現に資するというものです。その基本に立ち、「職務上請求書を使用する権利」を守るためにも、会員の皆様の御協力をお願いいたします。

（職務上請求書管理委員長　田村尚枝）

（来月からは職務上請求書の使用に関する具体的な記入のしかた、使用のしかたや注意点などについて誌面で説明をしていきます）

6．高齢者の雇用・就労について

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、６０歳から６５歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設されました。（雇用保険法第６１条～第６１条の３）具体的には、６０歳以上６５歳未満の被保険者が原則として、６０歳時点に比べて賃金が７５％未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、各月に支払われた賃金の最大１５％の給付金が支給されるものです。支給申請先は、ハローワークとなります。

この高年齢雇用継続給付には、雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした「高年齢雇用継続基本給付金」と雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした「高年齢再就職給付金」の２種類があります。

■高年齢雇用継続基本給付金

高年齢雇用継続基本給付金の手続きの流れは、以下のようになっています。

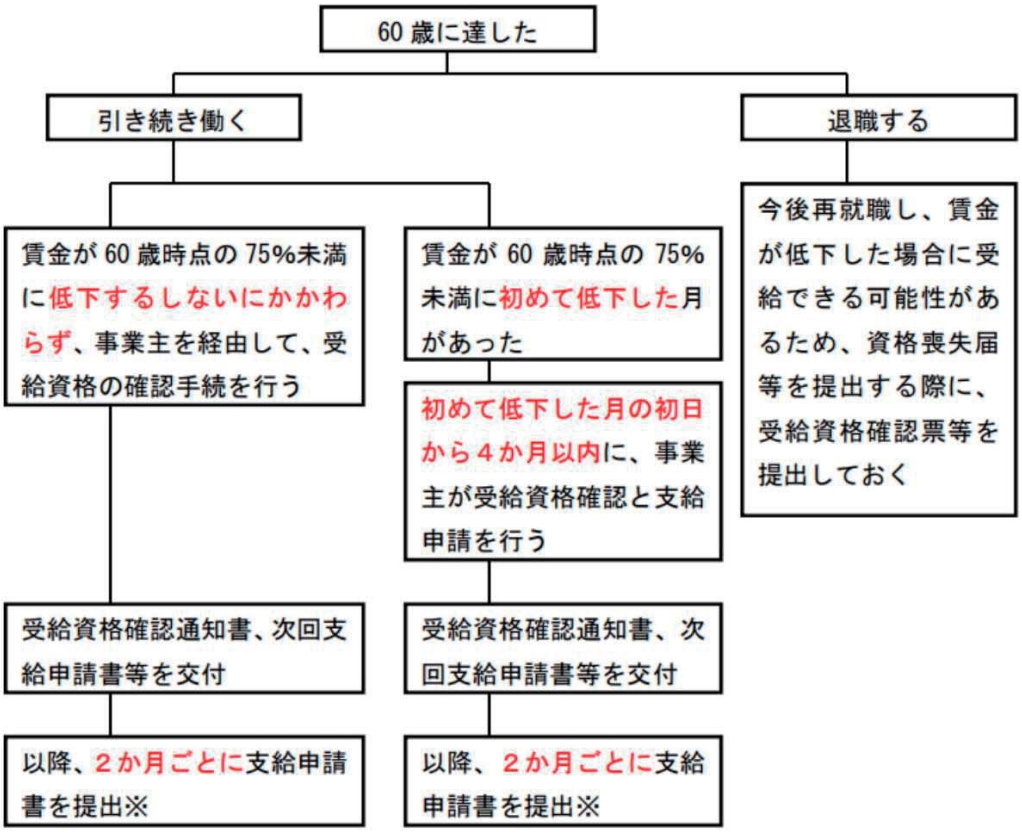

《出典》厚生労働省「雇用保険事務手続きの手引き」

■高年齢再就職給付金

高年齢再就職給付金の手続きの流れは、以下のようになっています。

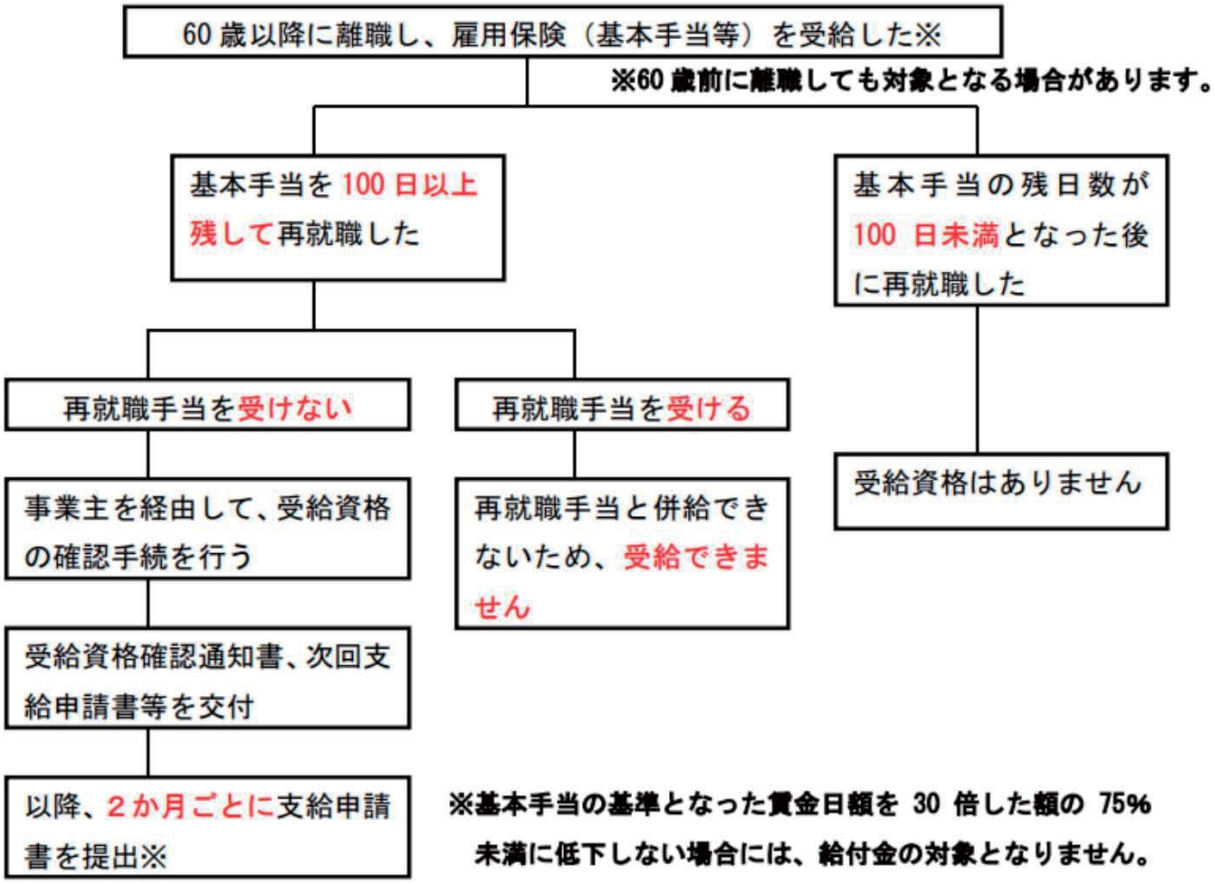

《出典》厚生労働省「雇用保険事務手続きの手引き」

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。すなわち、いずれか一方を被保険者が選択する必要があります。いったん選択し、支給決定を受けた後の取消しや変更等はできないため注意してください。

高年齢再就職給付金	再就職手当
１年または２年かけて支給（※） （支払われた賃金×最大 15%）	一括で支給 （基本手当日額×残日数×60%または 70%）
賃金が変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

※基本手当の支給残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は１年間、200 日以上の場合２年間が支給期間となります。

■高年齢求職者給付金

高年齢被保険者（６５歳以上）であった方が失業した場合に支給される手当を高年齢求職給付金といいます。 高年齢求職者給付金の支給を受けるには、次の①、②の要件をすべて満たしている必要があります。

① 離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６か月以上あること。

② 失業の状態にあること。

また、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境 など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある者でなければならない条件があります。

生涯現役社会の実現に向けて中高年齢者等（４０歳以上）の方の起業を支援する中途採用等支援助成金というものがあります。自身の就業機会の確保にも繋がる助成金であります。従業員の雇入れに関する「１．中途採用等支援助成金（雇用創出措置助成分）」に加え、生産性を向上させた場合に別途支給される「２．中途採用等支援助成金（生産性向上助成分）」があります。

１．中途採用等支援助成金（雇用創出措置助成分）

起業日の年齢が４０歳以上の方が、「雇用創出措置に係る計画書」を提出し、事業運営のために労働者を新たに雇い入れた場合、その募集・採用や教育訓練の実施（「雇用創出措置」）に要した費用の一部を助成します。

＜助成額＞

起業時の年齢区分に応じて、計画書の計画期間内（12か月以内）に要した「雇用創出措置に係る費用」に、以下の助成率をかけた額を支給します。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
60歳以上（40～59歳）の場合	2／3（1／2）	200万円（150万円）

▶「雇用創出措置に係る費用」とは？

募集・採用に関する費用	▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 等
教育訓練に関する費用	▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

（注１）計画期間内の初日から支給申請日までに支払いを行った費用が対象となります。
（注２）出資金・資本金、人件費、各種税金、備品購入費等の費用は対象外となります。

《出典》「中途採用等支援助成金(生涯現役起業支援コース)のご案内」

２．中途採用等支援助成金（生産性向上助成分）

「雇用創出措置に係る計画書」を提出した日の属する会計年度とその３年度経過後の会計年度の生産性を比較して、その伸び率が６％以上である場合には、「１．中途採用等支援助成金（雇用創出措置助成分）」の助成額の１／４の額を別途支給します。

■改正高年齢者雇用安定法（令和３年４月施行）

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和３年４月１日から施行されました。

６５歳までの雇用確保（義務）に加え、６５歳から７０歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました。

① ７０歳までの定年引き上げ
② 定年制の廃止
③ ７０歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
④ ７０歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤ ７０歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
ａ）事業主が自ら実施する社会貢献事業
ｂ）事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

対象事業主は、当該労働者を６０歳まで雇用していた事業主です。

支部だより

【佐　野】

行政書士記念日にて無料相談会開催

コロナ禍の蔓延防止適用期間の延長で、一時は開催が危ぶまれましたが、無事、２月２２日（火）１３時００分から１６時００分まで、佐野市役所１階市民活動スペースＢ、Ｃにて無料相談会を開催することができました。当日は、佐野支部会員９名にて対応をいたしました。

前回１０月の開催に続き、コロナ禍で対面での相談がしにくいはずですが、超高齢社会で年々死後への不安も募っている世相がやはり反映され、相続案件が中心でした。特に今回は、不動産の名義変更や遺産分割に関するご相談が多い印象でした。

今回のご相談件数は、ご予約１１名（内、キャンセル１件）に加え、フリーでのご相談１名の計１１名と満員御礼となり、相談員全員によるフル回転で対応させていただきました。

当日の２月２２日は奇しくも？！「行政書士記念日」です。昭和２６年２月２２日に行政書士法が公布されたことにちなんでおり、行政書士の自覚と誇りを促すとともに、組織の結束と行政書士制度の普及を図ることを目的に制定されました。

各都道府県行政書士会でも、さまざまなイベントや相談会が開催され、より一層の行政書士制度の普及を図るとともに、広く国民の皆様へのＰＲ活動が展開されています。

今回、佐野支部もＰＲ活動の一翼を担いましたが、気付いたのは他の弁護士、税理士、司法書士等の士業と行政書士の違いをご存じでないご相談者が多数を占めるということです。

ご相談者が満足なご様子でお礼を言われてお帰りになるのは行政書士冥利につきますが、まだまだ広く地域に根付いた啓蒙活動が必要です。

これからも行政と連携しながら、市民の皆様のお役に立てる「頼れる街の法律家」として、支部会員一同結束して、地域社会に貢献して参ります。

（支局長　坂上隆之）

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1563	R4. 2. 4	建設キャリアアップシステム代行申請における行政書士の事業者登録方法について（周知）
1599	R4. 2. 17	令和４年２月分会費納入について（お願い）
1605	R4. 2. 17	住民基本台帳法の改正に係る職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの請求に関する取扱いの変更について
1611	R4. 2. 17	事業復活支援金の運用開始に係る中小企業庁への確認について
1659	R4. 2. 17	新型コロナウイルス感染症に係る感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて
1660	R4. 2. 17	オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言の周知について
1672	R4. 2. 25	申請取次実務研修会（４月ＶＯＤ方式）の開催について
1709	R4. 2. 25	届出済証明書の更新手続きにおける「理由書」提出後未受講の会員の受講猶予期間延長について（周知依頼）

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	金	総務部会	13:30～17:00	総務部
4	月	会計精査	13:30～14:30	財務経理部
5	火	行政書士による相談（於:葛生地区公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
6	水	会計監査	10:00～12:00	監事
		正副会長と総務部の合同会議	13:30～16:00	総務部
8	金	登録説明会	10:00～11:00	総務部
11	月	広報部会	13:00～	広報部
		行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		小山市外国人相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
15	金	第１回理事会	13:30～	総務部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
19	火	Ｚｏｏｍ初心者研修会	13:30～14:30	中小企業支援部
20	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
21	木	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）企業向け相談会	10:00～12:00	国際部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
22	金	職務上請求書管理委員会	13:30～17:00	総務部
24	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
25	月	建設業財務諸表作成研修会	13:30～16:30	建設環境部
26	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
27	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会 0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
28	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課 0285-32-8887）	10:00～12:00	小山支部

２０２２度経営事項審査年間予定表

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部監理課より、２０２２年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。
なお、諸般の事情により、変更が生じる場合もありますので、ご了承ください。

R4(2022) 年度経営事項審査予定表

月／日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1日		日					土			元日		
2日	土			土			日			振替休日		
3日	日	憲法記念日		日		土		文化の日	土	休日		
4日		みどりの日	土			日			日		土	土
5日		こどもの日	日					土	安足		日	日
6日					土			日	真岡			
7日		土			日				鹿沼	土		大田原
8日		日					土		栃木	日		安足
9日	土			土			日		大田原	成人の日		栃木
10日	日			日		土	スポーツの日		土			宇都宮
11日			土		山の日	日			日		建国記念日	土
12日			日					土	宇都宮	宇都宮①	日	日
13日		宇都宮		宇都宮①	土		宇都宮①	日	矢板	宇都宮②		真岡
14日		土		宇都宮②	日	宇都宮①	宇都宮②	安足			安足	
15日		日	宇都宮	安足		安足	土	真岡		土	真岡	日光
16日	土		安足	土		宇都宮②	日	宇都宮①		日	宇都宮①	烏山
17日	日	真岡	真岡	日	宇都宮①	土	安足	宇都宮②	土	真岡	宇都宮②	
18日	安足	安足	土	海の日	宇都宮②	日	真岡	日光	日	栃木①	土	土
19日	真岡	栃木	日		安足	敬老の日	栃木①	土		栃木②	日	日
20日	鹿沼		鹿沼		土	真岡	栃木②	日			鹿沼	
21日	栃木	土	大田原	栃木	日	日光				土	大田原	春分の日
22日		日	矢板	真岡	真岡	栃木	土			日	栃木①	
23日	土		栃木	土	鹿沼	秋分の日	日	勤労感謝の日			天皇誕生日	
24日	日			日	栃木①	土	鹿沼	栃木①	土	大田原	栃木②	
25日		大田原	土		栃木②	日	大田原	栃木②	日	烏山	土	土
26日	矢板	烏山	日	大田原		大田原	矢板	土		日光	日	日
27日		日光		烏山	土	烏山		日			矢板	
28日		土		日光	日			大田原		土		
29日	昭和の日	日			大田原		土	烏山	休日	日	-	
30日	土			土	矢板		日		休日		-	
31日	-		-	日		-		-	休日		-	

栃木県開発許可等審査基準の一部改正について

～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課より通知がありましたので概要を掲載します。詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている資料をご確認ください。

１．改正の概要

都市計画法第３３条第１項第８号ただし書の規定を適用できる場合として、国の技術的助言を踏まえ、３の（１）から（５）の場合とする改正を行う。

令和２年の都市計画法施行令改正より条項移動が生じたため、所要の規定の整備を行う。

２．技術的助言の概要

令和３年４月１日付け国都計第１７６号により、法第３３条第１項第８号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の状況等により支障がないと認められるとき」として、次に掲げる場合が示された。

（１）災害危険区域等のうちその指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合

（２）開発区域の面積に占める災害危険区域等の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により災害危険区域等の利用を禁止し、又は制限する場合

（３）自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が想定されない場合

（４）災害危険区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合

（５）（１）から（４）までの場合と同等以上の安全が確保されると認められる場合

３．施行期日

令和４年４月１日

宇都宮市市民課窓口待ち状況配信サイトができました

～宇都宮市より～

標記の件について、宇都宮市市民まちづくり部市民課より周知依頼がありました。

宇都宮市役所１階市民課窓口の「待ち人数」や「呼出し番号」をリアルタイムで確認することができます。宇都宮市のホームページをご確認ください。

≪市民課窓口の取扱業務≫

- ○ 住民異動（転入，転居，転出，世帯変更）・印鑑登録
- ○ 証明書（住民票の写し，戸籍謄本・抄本，印鑑登録証明書など）の交付
- ○ 戸籍の届出（出生，死亡，婚姻，離婚，養子縁組，転籍）
- ○ マイナンバーカード申請・交付
- ○ 電子証明書発行・更新
- ○ 自動車の臨時運行許可証の発行
- ○ 住居表示（新築による届出，住居番号変更申出，証明書交付など）

≪利用方法≫

- ○ 右記 QR コードの読取りからのアクセス
  ※市民課窓口で発券された番号札にも表示されています。
- ○ 市ＨＰトップページの「窓口混雑状況」のバナーからアクセス
  ※配信サイト URL「 https://www.q-system.info/09201-1/ 」

こちらから確認できます

事業復活支援金の運用開始に係る中小企業庁への確認について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1611 号】事業復活支援金の運用開始に係る中小企業庁への確認について. pdf

足利銀行における県収入証紙の売りさばき廃止等について
～栃木県環境森林部より～

標記の件について、栃木県環境森林部資源循環推進課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

足利銀行における県収入証紙の売りさばき廃止等について. pdf
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業・処分業許可申請書類の郵送の方法について. pdf

行政書士が農地法関連手続きを代理する場合の埼玉県における取扱い
～埼玉県行政書士会より～

標記の件について、埼玉県行政書士会より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【埼行発第 682 号】行政書士が農地法関連手続きを代理する場合の埼玉県における取扱い（お知らせ）. pdf
委任状兼確認書および本人確認書　書式. pdf
委任状兼確認書および本人確認書　記載例. pdf

栃木会の申請取次行政書士の動向	新規申出（２月）	６名
	更新申出（２月）	２名
	申請取次行政書士（２月末現在）	１５２名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：３月３１日（木）　受付日：４月１３日（水）時間は予約時に案内します。
注）通常第２水曜日が受付日ですが、５月は都合により５月１２日（木）に変更となります。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【令和４年５月末日に届出済証明書有効期限を迎える方で、４月ＶＯＤの実務研修会の修了証書を使って更新手続きを予定している方は、手続きについて、事前に栃木会事務局までご相談ください。】

「日本行政２月号」１２ページに年間の開催日程が掲載されております。新規・更新とも、受講予定の方は日程・申込期間をご確認ください。

日光ウルトラマラソン(2018/6/17)での島田会員（左）

氏　　名　島田　惠造（しまだ　けいぞう）
事務所名称　行政書士　島田惠造事務所
所　在　地　足利市借宿町３０６－２
入　会　日　平成３０年１月１日

杵　渕：まずは、これまでの職歴などを……。

島　田：税務大学校で１年間の研修後に初任地の浦和税務署で働きながら中央大学商学部（２部）を卒業。それから関東信越国税局の他、潮来、桐生、春日部などの各税務署に勤務。定年を行田税務署長として迎え、館林税務署での再雇用勤務を経て平成２８年に税理士登録。宇都宮市内の税理士事務所を引き継ぐにあたり、業務における必要性から平成３１年に行政書士登録をして現在に至ります。振り返りますと、異動は通算２２回を数えました。また、一般の人にはなじみがない国税不服審判所や税務大学校などでの勤務経験もあります。

杵　渕：簡単に教えてもらえますか？

島　田：国税不服審判所とは、国税局などが行った賦課決定（処分）に対して、異議申し立てができる機関です。税務大学校とは、国税職員に採用された者が現場に入る前に受講する研修所で、結果として採用取り消しもあり得る中々厳しい場所です。

杵　渕：様々な資格をお持ちだとか？

島　田：税理士と行政書士の他には、ＦＰ２級技能士（平成２３年）、メンタルヘルス・マネジメント（平成２４年）、産業カウンセラー（平成２５年）、介護職員初任者研修（平成２８年）ですね。

杵　渕：自他とも認める「矢沢愛」の私ですが、島田さんは、「何」愛ですか？

島　田：今も昔も「妻」に対してですね……。この１年間で３人の子どもたちが、次々と新たな人生を歩み始めました。子どもたちが幸せな家庭を持てるまでに育ててくれた妻には、本当に感謝しかありません。手前ミソで恐縮なのですが……。

また、「剣道愛」では、八段昇進を（現在七段）、３５年継続中の「マラソン愛」では、５回目の１００ｋｍマラソン走破を目指しています。

剣道では、足利剣道連盟で理事長職を務めていますが、長年にわたり指導をして頂いた剣道連盟会長からの指名（命令ともいう）で引き受けざるを得ませんでした。剣道を通して地域児童や青少年の健全な育成や成長に寄与できればと……。

杵　渕：剣道をしていれば、私も真人間に……。

島　田：１００ｋｍマラソンには１４時間という制限時間がありますが、私は１３時間程度で完走します（早い人で８時間位）。通常の練習量は１回１０～１５ｋｍですが、大会の半年前から、耐え得る足に仕上げるために３０～５０ｋｍに増やします（この１月の練習量は月間１５０ｋｍ！）。数年前（当時６５歳！）の日光大会では長男（当時３１歳）が伴走してくれて最高のプレゼントとなりました。

杵　渕：１５０ｋｍも走れば、私も真人間に……。

島　田：現在１４６回（！）で１５０回達成を目論んでいる「献血愛」なんてのもありますね。

杵　渕：これからの展望などは？

島　田：お恥ずかしい話なのですが、支部役員会等に出席するようになって、もっと勉強しなければならないと自覚して、様々な研修会等に積極的に参加し始めたところです。行政相談会等に相談員として参加させてもらって、人のお役に立てる仕事として税理士同様に興味深いものがあります。相談者の困りごとや悩みごとを、解決に導けた際に見られる笑顔に、喜びを感じ始めている今日この頃です。

（支局長　杵渕　徹）

支局かわら版

東蓼沼橋

宇都宮支部

上三川町の蓼沼緑地公園近くに、この橋はあります。北関東自動車道を走行して鬼怒川を渡ると、車窓から南側に見えるかもしれません。

一般的な橋といえば、堤防の上から堤防の上を繋ぐように、橋が架けられているのが普通の光景かと思いますが、この橋は堤防の内側、それも現に川が流れているすぐ真上にあります。水面までの距離が近いので、橋の上から覗き込んでみると、魚が泳いでいる姿がよく見えます。

単なる地元の生活道路と言ってしまえばそれまでですが、町道としてきちんと管理されています。趣がある風景として、個人的には上三川町の隠れた名所なのではないかと思います。

戦後しばらくは橋はなかったそうで、渡し舟で渡っていたそうです。

幼少のころ、祖父母の家に遊びに来て散歩に行くと、一人で渡りたくはない何とも恐ろしい橋があった記憶が残っておりますが、当時は両端の転落防止のワイヤーはありませんでした。

四輪車も通行できますが、１ｔ以下に限ります。横幅が小型車枠ギリギリ（１７００mm近く）では厳しいかもしれません。

１４００～１５００ｃｃの軽量化技術が自慢の普通車で１ｔを切る車もありますが、間違いなく通れませんし、軽自動車でも１ｔを超える車もありますので、四輪車で通行にチャレンジされる方は、自動車検査証の数値と自分の勇気を十分にご確認の上で。

待避所はありますが、せいぜい歩行者と二輪車が何とか待避出来るスペースしかなく、四輪車でのすれ違いは出来ません。橋の上で後退する事も危険ですので、対向車がいないことを確認してから渡り始めます。対向車が見える場合は、阿吽の呼吸でどちらかが渡り終えるのを待ってから進入します。

それでも、かつては０．５ｔ以下で農耕車に限るといった看板がありましたので、地味に進化はしているのかもしれません。

私が上三川町に住んでから、２５年程になりますが、その間に台風等の増水で少なくとも３回は流されました。

一度流されると、復旧するまでの半年程度は通行出来ない日が続きます。

この時季の夕方、天気が良い日には、夕焼けの中に美しい富士山が見える日もあります。

まさにお勧めなのが、これから春の季節です。

堤防沿いに咲く数本の桜と、橋を見つめるお地蔵さんの何とものどかな風景に、春を感じながら毎年心が和みます。

更に暖かくなると、河川敷からキジが鳴く声が聞こえてきます。運が良ければ、つがいや親子で歩いている姿も目にすることが出来るでしょう。５月の早朝に１０羽以上見掛けた事もありました。

（支局長　小池 学）

研修詳細

建設業財務諸表作成研修会

建設環境部　主催

○開催日時　令和４年４月２５日（月）１３：３０～１６：３０
○開催場所　ワイズ公共データシステム㈱からＺｏｏｍ配信
○研修内容　1. 建設業財務諸表作成の留意点
　　2. 建設業財務諸表作成実習（決算書から建設業財務諸表を作成する）
○講　　師　ワイズ公共データシステム㈱ご担当
○定　　員　Ｚｏｏｍ受講者：８０名　行政書士会館受講者：１０名　いずれも先着
○資　　料　受講受付完了後、別途ご案内いたします。
○受 講 料　無料
○申込締切　４月１８日（月）

Ｚｏｏｍ受講希望者

○対 象 者　会員、補助者（受講は一事務所に付きどちらか１名）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。
※　申込後、４月１９日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

行政書士会館受講希望者

○対 象 者　会員のみ
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。
　　ただしメールの場合は、必ず「会場での受講希望」と記載願います。
○受講方法　Ｚｏｏｍ配信をプロジェクターに投影する講義方式です。
　　講師の来館はありません。

研修詳細

Ｚｏｏｍ初心者研修会

中小企業支援部　主催

○開催日時　令和４年４月１９日（火）１３：３０～１４：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○内　　容　Ｚｏｏｍが初めての方向けの研修会です。
Ｚｏｏｍによるオンライン研修会の受講や会議への参加の仕方等を説明します。
専門的な機能には触れません。
ご自身のノートパソコンやタブレット、スマートフォンをお持ちください。実際に自分の機器で試してみましょう。
令和３年１０月５日に開催したものと同じ研修会です。新入会員の方、是非ご参加ください。

○講　　師　行政書士　金田修治
○対 象 者　会員
○定　　員　１０名
○受 講 料　無　料
○申込締切　４月１１日（月）

※　必ず自身のノートパソコンか、タブレットなどＺｏｏｍが使用できるご自身の電子機器をご持参ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
				会員	補助者		
4/19	Ｚｏｏｍ初心者研修会	無　料	4/11			—	—
4/25	建設業財務諸表作成研修会	無　料	4/18			—	—
		Ｚｏｏｍでの受講希望者はメールでお申し込みください。					

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和４年２月 28 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 稲見　正雄	R4.2.1	321-0151	SkySea 法務 etc. オフィス 行政書士 宇都宮市西川田町１番地 11	028-678-2221	
	栃　木 佐山健太郎	R4.2.1	328-0035	行政書士佐山隆事務所 栃木市旭町 19 番 16 号	0282-24-2555	

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　山	斎藤　千晴	属性 事務所名 所在地 電話番号	行政書士法人の使用人 行政書士法人トラスティル　小山オフィス 小山市城山町 2-10-14　日光堂ビル５階 0285-50-8310
日　光	鈴木　香理	事務所名	日光市中央町 31-1
宇都宮	小川　　亮	属性 事務所名 所在地 電話番号	個人開業 CS GLOBAL 行政書士事務所 宇都宮市材木町 4-2　松本ビル４階東 080-2567-8773

編集後記

少しずつ暖かくなっていくのが実感できる今日この頃、今年度を振り返ってみると半分くらいの期間は緊急事態や蔓延防止だったでしょうか？
新しい生活様式にもすっかり馴染んでしまいましたが、来年度こそはこれまでの行事が再開できることを祈っています。

（広報部　野村泰紀）

行政書士とちぎ　３月号　No.543

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2022.3　令和４年３月15日発行　第543号
栃木県行政書士会　〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省
栃木県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く）
028-638-0919（まるくいく）